

犬鑑札

● 第000000号 ●
さいたま市

↑
あれ

えっ！

ダメなの！？
つけないと



写真:和風総本家
マスコット犬 4代目豆助
協力:テレビ大阪

※この写真は無償で提供されたものです。

鑑札を付けることは法に定められた義務です。

愛犬には必ず**鑑札**を

鑑札をつけなかった場合、罰金を命じられることがあります。

鑑札は、自治体が発行する犬の迷子札です。
もしも愛犬が迷子になっても、鑑札がついていればすぐに帰ることができます。

鑑札の申請、再交付についてはお近くの区役所くらし応援室または動物愛護ふれあいセンターへ

(お問い合わせ)さいたま市動物愛護ふれあいセンター TEL 840-4150 FAX 840-4159

このポスターは1,000部作成し、1部当たりの印刷経費は73円です。